

大阪市立保育所の民間委託の実施にあたって〔骨子〕

(民間委託新実施基準)

◎ 策定主旨

平成18年に策定した「公立保育所の再編整備計画」をより円滑に推進していくため、これまで進めてきた民間委託の基本的な考え方を改めて整理するとともに、民間委託の手続き等の見直しを行い、新たな実施基準を策定した。

＜見直しの主な内容＞

- ① 委託する保育所の選定方法
- ② 委託する保育所の公表から委託の実施までの準備期間
- ③ 委託先法人の選定方法

◎ 民間委託を進めるにあたっての基本的な考え方

民間委託にあたっては、行政として十分に説明責任を果たし、保護者の不安の解消に努めることが重要であり、今後とも、次の基本的な考え方にたつて、保護者の理解が得られるよう、誠意をもって対応し、安心できる保育環境の確保に努めていく。

- 1 引き続き大阪市が設置主体としての責任を担うとともに、民間活力の導入により柔軟、かつ効率的な運営を図る。
- 2 積極的な情報提供と保護者の意見反映に努める。
- 3 児童への影響が最小限になるように努める。
- 4 保育の質の維持・向上に努める。

◎ 民間委託の進め方

1 委託する保育所の選定

＜実施するエリアの選定基準＞

- ・ 公立保育所（公設置公営保育所）の設置箇所数の多いエリアから実施する。
- ・ エリアが一巡することを優先する。
- ・ ただし、同一年度内に統廃合の実施公表を行っているエリアを除く。

＜実施する保育所の選定基準＞

多機能化が既に実施、あるいは予定されている保育所や、地理的条件等地域の子育て支援を推進するのに適した保育所を除いて、次の条件により選定する。

- ・ 入所状況と施設状況を点数化し、合計値が高い保育所を優先して選定する。
- ・ 入所率が高いほど入所状況の点数は高く、施設が新しいほど施設状況の点数は高くする。
- ・ 合計値が同じであった場合は、入所率の高い保育所を優先する。

2 委託する保育所の公表

- ・ 公表から委託実施まで1年半程度の期間を確保する。
- ・ 毎年秋の一斉入所申込み前に公表する。

3 委託先法人の選定

- ・ 大阪府内で認可保育所の運営に実績のある社会福祉法人から公募する。
- ・ 選定にあたり、客観性と専門性を確保する観点から、有識者からなる「選定会議」を設置し、審査する。
- ・ 「選定会議」では、書類審査、法人の運営する保育所の実地調査、法人理事長等への面接などに基づき業務委託予定者を選定する。
- ・ 委託実施後、委託先法人には第三者評価の受審を義務付ける。